

【研究ノート】

食育の経緯と課題

－ 第2次食育推進基本計画（重点課題）の考察－

The Development of, and Issues in, Shokuiku (Food and Nutrition Education)
: a Study of the Important Points of the 2nd Basic Program for Shokuiku Promotion

田 中 幸 治
Tanaka Koji

目 次

- 1 はじめに
- 2 我が国の食育の経緯
 - (1) 食育の始まり
 - (2) 食に関する課題と食育基本法成立までの食育の経緯
 - (3) 食育基本法の成立
 - (4) 食育推進基本計画
- 3 食育の課題
 - (1) 食育に関心を持っている国民の割合
 - (2) 「食事バランスガイド」の普及・活用
—食育推進基本計画と食品関連事業者等の諸活動—
 - (3) 夕食を家族と一緒に食べる「共食」の割合
- 4 おわりに

要旨

現在、国は食育基本法の目的を具現化する各施策を策定して第3次食育推進基本計画を実施している。本稿は、この第3次食育推進基本計画に至るまでに、国が推進してきたこれまでの食育に関する諸施策の一部について振り返り、そこに見られる食育の課題を明らかにすることを目的にして研究を進めたものである。本研究において、まず取り掛かった調査は我が国の食育の起源である。その後、各省庁が1990年代頃から開始した国民の食に関する諸課題に対応する取組についての経緯を調査した。この各省庁の取組は当初、国民の食と健康とに関わる課題について各種の施策を策定し、課題解決に向けたものを食育という言葉などを用いて進められていた。しかし、この食育は次第に食品の安全性や食文化、

食料の需給率や食への感謝の心など各種の食に関する指導が加わり、その領域を拡大させていった。

そこで、2005（平成17）年に国は、それら各種の施策のねらいなどを踏まえ、基本となる事項を定めた食育基本法を制定し、国民運動として食育を推進することを決定した。この食育を進めるにあたっては、食育推進基本計画が作成され、各種の取組がなされると共に指標を設定し、その達成を目指したが、その結果は総じて芳しいものとはならなかった。この原因を調査するために、第2次食育推進基本計画の重点課題として記されている3点について、内閣府がまとめた調査結果報告書である「食育に関する意識調査報告書」などのデータをもとに分析を試みた。

その結果、一般国民においては食育の対象を子どもと誤解する傾向の他、食育の推進施策として食品関連事業者との連携により実施した「食事バランスガイド」についての課題を指摘することができた。

1 はじめに

現在、食育基本法が成立して12年が経過しようとしている。同法に基づき策定された食育推進基本計画は平成27年度末に第2次計画の終了年度を迎え、平成28年度より第3次食育推進基本計画が進められている。当初期待されていた食育の立法化による財政上の予算措置も平成20年度の122.7（億円）をピークに、平成26年度はピーク時の12%程度の15.1（億円）程度¹⁾と縮減してしまった。また、この間、食育の推進に関する政策評価²⁾でも「食育基本法制定当時の課題に係る指標については、ほとんど改善が見られない」など、評価結果は良好なものとは言い難い。

国民が食育と聞いて連想するものは何か。その国民の意識と国が進めている食育とのズレをまず明確に把握せずに、この政策の実効性を高めることはできない。食に関するデータなどから散見できる課題を以て、解決の諸施策をいくら実施しても空回りとなるのではないか。嘗て、生涯教育と当初呼ばれていた政策が生涯学習と名称を変更し、視点を国民に移したように、国民一人ひとりが主体となって現代社会における食に関する諸課題を意識し、自らの意志と必要性に応じて意欲的に取り組めるような方向性に食育を改善していかなければ国民には浸透・拡散していかないのではないか³⁾。

そこで本稿は、この「食育の課題に係る指標がほとんど改善できなかった」ことについて、根本的に何が原因であるかを食育基本法に基づき実施されてきた幾つかの諸施策に関わるデータを分析し考察を試みた。具体的には表4に示した第2次食育推進基本計画の重点課題として記されている次の3点について考察した。(1)の「生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進」については「食育への関心」に関するデータから分析をした。(2)の「生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進」については「食事バランスガイド」に関するデータから分析をした。そして(3)の「家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進」については「家族と一緒に食べる「共食」の回数」に関するデータから分析し、それぞれ考察を試みた。

2 我が国の食育の経緯

まず取り組んだ研究は、食育という言葉の誕生と誕生当初の食育の意味について先行研究を調べ、その後、国家が食育を推進するために何故、食育基本法を制定したかについて考察してみた。

(1) 食育の始まり

我が国において「食育」という言葉が使われたのは明治30年代だと言われている⁴⁾。1898(明治31)年に食養生の指南書として初版発行された『食物養生法：一名・化学的食養生心論(通俗食物養生法)』(石塚左玄著)や1903(明治36)年初版発行されたベストセラー小説『食道楽』(村井弦斎著)の中で「食育」という言葉が用いられている。前者の「食育」は、著者の説く食養生法により子どもの心身を育むことである。後者の「食育」は、食物についての知識を深め、良い食物を与えることによって子どもの心身を育むことである。どちらの著者も、知育や体育等を支える基盤として「食育」の重要性を主張しているが、この言葉は一般に定着するには至らなかった(森田 2004, p.1)。

その後、食育について、森田によれば、国立国会図書館で所蔵する大正から昭和期出版の国語辞典28点の調査では「食育」は見当たらず、1980年代に図書や雑誌論文の標題への使用例が見られたが、この時期に「食育」の語を冠した取組みが広がることはなかった。しかし、1990年代に入ると、この言葉を使用することが増え、次第に大きな流れとなっていった(2004, p.1)とある。そこで、次に1990年代前後から食育基本法が成立するまでの食育について調査した。

(2) 食に関する課題と食育基本法成立までの食育の経緯

戦後の我が国の経済成長は、国民の生活水準を一様に向上させた。その過程の中で、人々の生活は徐々に様変わりを余儀なくさせられていった。この経済成長がもたらした物質的に豊かな社会や社会構造の変化は、人々の価値観を変え、働き方や家族の在り方など、そのライフスタイルにも大きな影響を与えるようになっていった。その結果、各方面において新たな課題が発生した。このことを食に関する側面から見ると、農林水産省の平成26年度食育活動の全国展開委託事業(調査)報告書⁵⁾には食料消費をめぐる情勢の変化について、次のような指摘がなされている。「食料の消費量について、米、野菜、水産物が減少する一方、畜産物、油脂等が増加する傾向がここ40年程度の中で継続してきた。また、食料消費支出割合をみると、外部化されたサービス(外食及びいわゆる中食)への支出の増加などの傾向が長期的に継続している。これらの背景には、単身世帯の増加や世帯人員の減少、スーパーマーケット、コンビニエンスストアでのサービスの充実等があると考えられる。」そこで、次にこの報告書で指摘された食料の消費量の変化と食の外部化の2点について調べてみた。

一つ目の食料消費量の変化については、PFC(Protein, Fat, Carbohydrate)バランス

(現在はエネルギー・産生栄養素バランスと表記され、蛋白質・脂質・炭水化物の摂取エネルギー比率である)を基にして記述したものである。厚生労働省の「国民健康・栄養調査」に見る「エネルギー・産生栄養素の構成割合の推移」では、1965(昭和40)年度は炭水化物の消費は72.1%と多いが脂質の消費が14.8%と少なく、蛋白質は13.1%であった。その後、国民の食生活の変化から1975(昭和50)年度には3種のバランスが(蛋白質14.6%・脂質22.3%・炭水化物63.1%)適正化⁶⁾し、この頃から目標量⁷⁾の範囲内となった。2012(平成24)年度においても蛋白質14.5%・脂質26.4%・炭水化物59.1%という結果であり目標量の範囲内である。しかし、農林水産省の「食料需給表」によれば、国民1人・1年当たり供給純食料の内、穀類の消費量は1965(昭和40)年度の145kgから1975(昭和50)年度の121.5kgへ、そして2012(平成24)年度の90.6kgへと大きく減少した。これに対して、肉類の消費量は1965(昭和40)年度の9.2kgから1975(昭和50)年度の17.9kgへ、そして2012(平成24)年度の30.0kgへ、牛乳及び乳製品の消費量は1965(昭和40)年度の37.5kgから1975(昭和50)年度の53.6kgへ、そして2012(平成24)年度の89.5kgへと大きく増加している(農林水産省 平成28年 p.9)。特に肉類、牛乳及び乳製品の消費量の計は、1975年度から2012年度の間には67%も増加していることから、一部の国民の中には脂質摂取の過多などにより肥満が懸念される例もみられる。この品目別の食料消費量の変化については「米の消費量は1962年度のピーク時から2006年度には半減している。その一方で、畜産物と油脂類の消費量が大きく増加し、1960年度に比べて、それぞれ4.3倍、3.4倍にまで増加している。」(農林水産省 平成20年, p.87)という分析もある。

二つ目の指摘事項である食の外部化については「中食と外食を合計した食の外部化の割合を見ると、1975年では28.5%であったが、1977年30.0%となり、1990年に41.2%と40%台になった。その後41%前後の期間が長かったが2007年には45.2%となり、2011年でも44.2%となっている」(相原2014, p3)という研究データがある。このことから1990年代に食の外部化が一定程度顕在化し、IEO⁸⁾(Informal Eating Out)市場の拡大とともに食の外部化の傾向が散見できる。そして、この食の外部化の進展は食料自給率の低下にも影響を与えることになった。「食の外部化が進展するなかで、外食・中食や食品加工業等の実需者における加工・業務用需要の高まりに、国内生産が十分に対応できていなかったことも、食料自給率の低下に影響していると考えられる」(農林水産省 平成20年 p.87)との考察がなされている。このことについては「1985年ごろからの食の外部化の進展に伴い、安価で、品質が均一であり、年間をとおして安定した供給がなされるものを確保したいという加工・業務用需要が高まった。また、日本の購買力が大きく向上したことに加え、円高の進行により輸入産品が国内産品に対して価格面で有利になったことも影響し、1985年ごろから果実、肉類、牛乳・乳製品、野菜の輸入率が上昇した。例えば、野菜の生産・需要動向をみると、1985年ごろから国内生産量と国内消費仕向量の間の乖離が拡大する状況がみられ、国内産地が加工・業務用需要に十分に対応できていなかったことがうかがわれる。また、生鮮食料品以外にも多くの加工食品が我が国に輸入されており、これらを含めた食料品等の輸入額は2005年には5兆5千億円と、国内の農業・漁業生産額の半分に相当する額が輸入されるまでになっている」(農林水産省 平成20年 p.88)との分析・考察がなされている。

食育の経緯と課題

さらにその他、BSE (Bovine Spongiform Encephalopathy) 問題や食品の偽装などは食に対する安心・安全を揺るがす社会問題を引き起こす要因の一つともなっていた。その結果、表1に記したように食に関しても多様な課題が生じた。

これら諸課題に対応するため1990年代以降、表2に記すような食に関する教育や指導、施策などが各省庁から徐々に示されるようになっていった。この結果、食に関わる教育や指導などは各課題に対応して多様なものとなり、一般の国民にとって「食育」の捉え方も幅広いものとなっていった。

表1 食に関わる諸課題

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 栄養の偏り、不規則な食事（栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加）・ 肥満や生活習慣病の増加（肥満や生活習慣病「がん、糖尿病など」の増加）・ 過度の痩身志向（特に若年層を中心とする女性の過度な痩身志向傾向の増加）・ 食への安全、消費者と生産者との信頼関係（食の安全上の問題の発生）・ 食の海外依存、食料自給率の向上（主要先進国の中でも最低レベルとなっている食料自給率）・ 伝統的な食文化の継承（伝統ある食文化の喪失）・ 自然の恵みや食に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解（食を大切にする心の欠如） |
|--|

(注) () 内に記した事項は各課題に対する背景などである。

出所 食育基本法の前文及び内閣府食育推進室他「食育の推進に向けて」p.1から抜粋

表1に記した課題などに対応して厚生労働省、農林水産省、そして文部科学省などでは表2に記したような施策などを実施し、その解決に向けた取組を進めていった。

表2 1990年代前後から食育基本法成立までの主たる食育に関する動向（一部を除く）

厚生労働省

厚生労働省では、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる社会とするため、国民健康づくり運動、母子保健活動、食品の安全性の確保を推進し、国民一人ひとりの健康の向上などへの取組がなされてきた。

（課題）

①ライフステージ毎に栄養・食生活と関連した健康課題の解決が急務

- ・糖尿病など生活習慣病の増加
- ・肥満の増加、思春期やせ症の発生

②一人ひとりの健康な栄養・食生活を実現するための支援方策の不足

- ・行動変容につながる効果的な栄養指導の不足
- ・幼年期からの健康な食習慣の形成の欠如
- ・適切な情報に基づいた「栄養・食生活」の改善・食品選択の実践力の不足

（具体的施策等）

- ・厚生省保健医療局健康増進栄養課1993（平成5）年『食育時代の食を考える』（中央法規）
- ・厚生省2000（平成12）年「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」
- ・厚生労働省2003（平成15）年「ふれあい食体験事業」
- ・厚生労働省2003（平成15）年『厚生労働白書』
- ・厚生労働省2004（平成16）年「食を通じた子どもの健全育成のあり方に関する検討会・報告書」『楽しく食べる子どもに～食からはじまる健やかガイド』

なお、厚生省は1985（昭和60）年に「健康づくりのための食生活指針」を策定し、1990（平成2）年には個々人の特性に応じた具体的な食生活の目標として、対象特性別の指針を策定した。

農林水産省

農林水産省では、健全な食生活の実現、農林漁業や食品産業に関する正しい知識の普及、食文化の継承、食品の安全に関する基礎的な情報の提供などを図るため、食育を国民運動として展開などの取組がなされてきた。

（課題）

①食料自給率の低下 ②食の安全 ③食品の虚偽表示 ④風評被害

（具体的施策等）

- ・農林水産省2002（平成14）年「『食』と『農』の再生プラン」
- ・農林水産省2002（平成14）年「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」
- ・農林水産省2003（平成15）年「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」
- ・農林水産省2003（平成15）年『食料・農業・農村白書』
- ・農林水産省2003（平成15）年「食育促進全国活動推進事業」及び「食育実践地域活動支援事業」

文部科学省

文部科学省では、児童生徒が正しい食事の摂り方や食習慣を身につけることなどにより、生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、栄養教諭制度の円滑な実施をはじめ、食に関する指導の充実を図るための取組の推進などがなされてきた。

(課題)

①朝食欠食 ②孤食 ③肥満傾向 ④地域の産物への理解や食文化の継承

(具体的施策等)

- ・保健体育審議会1997（平成9）年「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」答申
- ・文部省1998（平成10）年「食に関する指導の充実」通知
- ・文部省1999（平成11）年「家庭教育手帳」配布 施策の創設年度1998（平成10）年
- ・文部省2000（平成12）年「食に関する指導参考資料」
- ・文部科学省2002（平成14）年「食生活学習教材」
- ・文部科学省2003（平成15）年『文部科学白書』
- ・中央教育審議会2004（平成16）年「食に関する指導体制の整備について」答申
- ・文部科学省2005（平成17）年 栄養教諭制度の開始（平成16年「学校教育法関連事項」改正）

なお、1998（平成10）年の小・中学校の学習指導要領の改訂及び1999（平成11）年の高等学校学習指導要領の改訂に際し、新設された「総合的な学習の時間」において、食に関する各種の学習や取組も可能となった。

各省庁間の連携

(具体的施策等)

- ・文部省及び農林水産省1998（平成10）年「文部省・農林水産省連携の基本的指針」合意
- ・文部省、厚生省、農林水産省2000（平成12）年「食生活指針」策定
- ・文部科学省、厚生労働省、農林水産省2002（平成14）年「食育推進連絡会議」設置
- ・文部科学省及び農林水産省2003（平成15）年「子どもたちの農業・農村体験学習推進事業」

その他

- ・2003（平成15）年「食品安全基本法」成立

(注) 各省庁の名称は2001（平成13）年の中央省庁再編の関係から、新旧異なるものとなっている。

出所 内閣府食育推進室他「食育の推進に向けて」、p.8～10及び 森田倫子（2004）から抜粋

その後、表2に記した各省の活動内容などは、2005（平成17）年に成立した食育基本法において表3に記したように、第2条から第8条の七つに概ね集約され、食育の基本理念として定められた。即ち、食育基本法により、これまでも実施されてきた関係各省庁の

食に関わる各種の教育や活動などの施策と連携を図り、国民への理解を深めるとともに、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者等、食品関連事業者等、国民の責務をそれぞれ明確にするなどして、食育を国民運動として推進する体系を構築した。

表3 食育の基本理念

第2条（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）
①食に関する適切な判断力
②生涯にわたる健全な食生活
③国民の心身の健康・豊かな人間形成
第3条（食に関する感謝の念と理解）
①感謝の念
②理解
第4条（食育推進運動の展開）
①多様な主体の参加と協力
②全国における展開
第5条（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）
①保護者の認識
②教育、保育関係者の認識
第6条（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）
①食に関する体験活動
②自らの食育活動
③食に関する理解
第7条（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）
①食料需給の国民理解
②生産者・消費者交流
③農山漁村の活性化
④食料自給率の向上
第8条（食品の安全性の確保等における食育の役割）
①食品の安全性等情報提供・意見交換
②食に関する知識と理解の増進
③適切な食生活の実践
④国際的な連携

出所 政策評価・独立行政法人評価委員会 政策評価分科会（平成26年12月1日開催）「食育基本法の体系」，参考資料2の一部抜粋

(3) 食育基本法の成立

食育基本法は2005（平成17）年6月10日に成立し、同年6月17日公布、同年7月15日に施行された⁹⁾。食育基本法については、その体系をみると図表1で示したように、食育の目的を明確に定めた後、表3に記した食育の基本的理念が七つ定められている。そして、食育を推進する関係者を五つに分け、それぞれの責務が定められている。その後、食育に関する施策を推進するための法制上、財政上の措置及びその施策に関する年次報告について定め、第1条から第15条までを第1章総則としている。次に、第2章として食育推進基本計画等が第16条から第18条に記され、第3章として国や地方公共団体が行う基本的な施策を第19条から第25条までの七つ定めた。そして最後の第4章には、内閣府に食育推進会議を置くことなど第26条から第33条までに食育推進会議等について定め、全4章からなる構成となっていたが、2015（平成27）年9月に公布、2016（平成28）年4月に施行された「内閣の重要施策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第66号）により、食育の推進を図るための基本的な施策に関する企画等の事務は、2016（平成28）年4月1日に全て内閣府から農林水産省に移管されている。

この食育基本法を概説すると、基本理念に示した内容を基本的施策に示した各施策を以って、その目的を具現化する。そのために食育推進基本計画の策定及び関係法令を定めて、これを進めていく。という法律である。すなわち食育基本法は、前述した食に関する多様な課題などの解決に向けた基本理念を示し、その課題解決の施策を食育推進基本計画に取り込み、当該分野の施策の方向付けを行い、他の法律や行政を指導・誘導する役割を果たすこと¹⁰⁾を以て、目的の実現を図るため制定された法律であると考えられる。

従って、この食育基本法の目的を具現化する主な施策をまとめたものが食育推進基本計画ということである。そこで、次に食育推進基本計画へと考察を進める。

食育の経緯と課題



図表1 食育基本法の体系

出所 政策評価・独立行政法人評価委員会 政策評価分科会(平成26年12月1日開催)「食育基本法の体系」参考資料2をもとに筆者が表記形式を変更したものである。

(4) 食育推進基本計画

食育推進基本計画は、食育基本法に基づいて内閣府に設置された食育推進会議において食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために作成されるものであり、2006（平成18）年3月に第1次食育推進基本計画が作成された。ただし、前述したように2016（平成28）年4月1日より内閣府から農林水産省に移管されている。この食育推進基本計画は5年計画で施行され、2011（平成23）年度から実施されてきた第2次計画が2015（平成27）年度をもって終了年度の5年目を迎えた。この間、食育を推進する各施策は、そのねらいをどの程度実現できたのかを調査するため、まず第2次食育推進基本計画に記されている各項目のみを表4に記してみた。この表を見て気付くことは、食育推進基本計画の各項目と食育基本法の該当する各条項とは同一である。食育推進基本計画の第1の2に記されている基本的な取組方針は、食育基本法の基本理念として示された第2条から第8条と同一であり、食育として何を取組むかという方針が明記されている。また、第3食育の総合的な促進に関する事項は、食育基本法の基本的施策として示された第19条から第25条とほぼ同一であり、食育をどのような施策によって推進するかが記されている。このことは、前述したように食育推進基本計画が食育基本法の目的を具現化するために作成されているということである。

表4 第2次食育推進基本計画

はじめに
1. 食をめぐる現状
2. これまでの取組と今後の展望
第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
1. 重点課題
(1) 生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進
(2) 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
(3) 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進
2. 基本的な取組方針
(1) 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
(2) 食に関する感謝の念と理解
(3) 食育推進運動の展開
(4) 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
(5) 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
(6) 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率向上への貢献
(7) 食品の安全性の確保等における食育の役割
第2 食育の推進の目標に関する事項
1. 目標の考え方

2. 食育の推進に当たっての目標値（平成27年度）
目標値の内容については省略した。表6を参照

第3 食育の総合的な促進に関する事項

1. 家庭における食育の推進
2. 学校、保育所等における食育の推進
3. 地域における食育の推進
4. 食育推進運動の展開
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
6. 食文化の継承のための活動への支援等
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 多様な関係者の連携・協力の強化
2. 地方公共団体による推進計画の策定等とこれに基づく施策の促進
3. 世代区分等に応じた国民の取組の提示等積極的な情報提供と意見等の把握
4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用
5. 基本計画の見直し

この食育基本法がどの程度、国民運動として効果を上げたのかを評価する一つの基準としては、食育推進基本計画に示された第2の2の食育の推進に当たって示された13の指標（表6参照）の達成度合が目安となっている。この評価については、政策評価・独立行政法人評価委員会、政策評価分科会の2014（平成26）年12月1日開催の際の資料に、その内容が載っている。ここでは「評価結果」として「数値目標（平成27年）に対する実績値は、ほとんどの指標が目標には達していないが、改善傾向にはある。また、食育基本法制定当時の課題に係る指標は、ほとんど改善は見られなかった。さらに、食育の推進に向けた政府全体としての具体的な成果目標の設定並びに個々の施策の体系化・評価が課題」との指摘がなされている。なお、第2次食育推進基本計画の最終年度である平成27年度においては前述したように、この評価結果とはやや異なる数値²⁾となっており表6に記した現状値の通りである。

そこで次に、このような評価結果となった原因について幾つかの指標に関するデータをもとに分析を試みた。

食育の経緯と課題

表5 第1次食育推進基本計画の達成状況（平成23年3月現在）

	計画策定時 (平成17年度)	→	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成22年度)	
1. 食育に関心を持っている国民の割合	69.8%	→	70.5%	90%以上	
2. 朝食を欠食する国民の割合	子ども :	4.1%	→	1.6%	0%
	20歳代男性 :	29.5%	→	33.0%	15%以下
	30歳代男性 :	23.0%	→	29.2%	15%以下
3. 学校給食における地場産物を使用する割合	21.2%	→	26.1%	30%以上	
4. 「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合	58.8%	→	50.2%	60%以上	
5. 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している国民の割合	77.3%	→	89.4%	80%以上	
6. 食育の推進に関わるボランティアの数	28万人	→	34.5万人 (23%増)	20%以上増	
7. 教育ファームの取組がなされている市町村の割合	0.4%	→	31.7%	60%以上	
※（参考）教育ファームの取組を行っている主体がある市町村の割合	79.3%				
8. 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合	45.7%	→	37.4%	60%以上	
9. 推進計画を作成・実施している都道府県の割合			100%	100%	
市町村の割合			40%	50%以上	

表6 第2次食育推進基本計画の達成状況

	基準値 (平成22年度)	→	現状値(測定値) (平成27年度)	→	目標値 (平成27年度末)	
1. 食育に関心を持っている国民の割合	70.5%	→	75%	→	90%以上	
2. 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数（朝食＋夕食の週平均）	週9回	→	週9.7回	→	週10回	
3. 朝食を欠食する国民の割合	子ども :	1.6%	→	1.5%	→	0%
	20歳代～30歳代男性 :	28.7%	→	32.1%	→	15%以下
4. 学校給食における地場産物を使用する割合	26.1%	→	26.9%	→	30%以上	
学校給食における国産食材を使用する割合	77%	→	77%	→	80%以上	
5. 栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合	50.2%	→	63.4%	→	60%以上	
6. 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合	41.5%	→	42.9%	→	50%以上	
7. よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合	70.2%	→	71.1%	→	80%以上	
8. 食育の推進に関わるボランティアの数	34.5万人	→	34.4万人	→	37万人以上	
9. 農林漁業体験を経験した国民の割合	27%	→	36%	→	30%以上	
10. 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合	37.4%	→	63.4%	→	90%以上	
11. 推進計画を作成・実施している市町村の割合	40%	→	76.7%	→	100%	

出所 農林水産省「第2次食育推進基本計画における目標値と現状値」
<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/attach/pdf/kannrenhou-1.pdf> (2017年3月20日アクセス)

なお、食育推進基本計画の各年度の現状値は、内閣府食育推進室の実施する「食育の現状と意識に関する調査報告書¹¹⁾」(平成23年度以降は「食育に関する意識調査報告書¹²⁾」と名称変更している。以下、この両者を調査報告書と記す)などをもとにしたものである。

3 食育の課題

3においては本研究の中核となる部分について述べていく。表4にある第2次食育推進基本計画には数多くの事項が記されているが、この計画には重点課題が掲げられていることから、この重点課題に示された3点について、内閣府がまとめた調査報告書などのデータをもとに分析を試みた。

(1) 食育に関心を持っている国民の割合

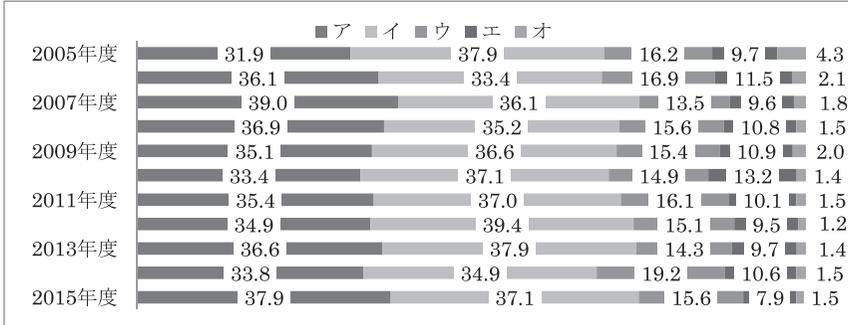
この指標についてデータ分析をした理由は次の通りである。平成27年度の調査報告書には「食育に関心がある人」と「食育に関心がない人」についての比較調査の結果が以下のように記されている。

「食品の選択や調理の知識については、食育に関心がある人ほど「知識があると思う」人は多く、「十分にあると思う」と「ある程度あると思う」の小計の割合(以下、前者の割合と記す)は71.4%であるのに対して、食育に関心がない人の同割合(以下、後者の割合と記す)は38.2%である。同様に、食品の安全性に対する意識については、前者の割合が88.3%であり、後者の割合が52%である。健全な食生活の心掛けについては、前者の割合が85.9%であり、後者の割合が46.8%である。栄養バランスに配慮した食生活の実践については、前者の割合が81.1%であり、後者の割合が66.5%である。生活習慣病の予防や改善の実践については、前者の割合が75.9%であり、後者の割合が49.2%である」(pp.104-106)。以上のように、ここで示した項目について、両者には顕著な差が見られた。このことから考察すると「食育に関心がある人」は「関心がない人」に比して現在推進している食育をより理解し、実践していると言ってよい。すなわち食育推進基本計画に掲げられた指標の幾つかを理解し、実践している国民とは「食育に関心を持っている国民」であるとも言える。これを前提に、まず「食育に関心を持っている国民」についてのデータ分析から取り掛かった。

図表2を見ると、調査報告書によれば2005(平成17)年度から2015(平成27)年度の間において「関心がある」と「どちらかといえば関心がある」と回答した割合の合計は68.7%~75.1%の間で変化している。特に注目すべき点は2007(平成19)年度が最高で75.1%、2014(平成26)年度が最低で68.7%であった。ただし、第2次食育推進基本計画最終年度の2015(平成27)年度は前年度の値の6.3ポイント増となった。この食育への関心度については2015年度を除き、前述した食育関連の予算の推移¹⁾を見ると2006(平成18)年度の88.0(億円)が、2008(平成20)年度には122.7(億円)まで増加し、この年度をピークに減少の一途を辿った予算は2014(平成26)年度の15.1(億円)まで減少している。この予算額と関心度という両者において、明確な関係は数量的には見取ることができないが、

食育の経緯と課題

全く無関係ともいえない。なお、この予算と指標との関係は、後述する「食事バランスガイド」の認知度及び参考度の推移についてもほぼ同様な傾向が見られた。



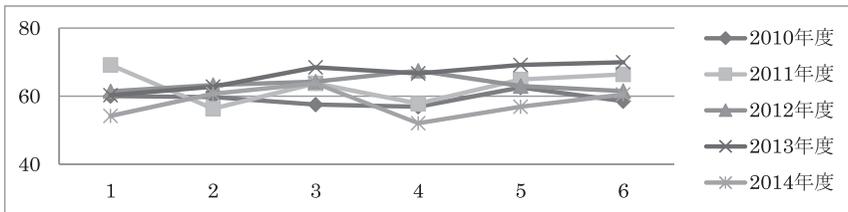
図表2 食育への関心度

注) 1. (ア) 関心がある (イ) どちらかといえば関心がある (ウ) どちらかといえば関心がない (エ) 関心がない (オ) わからない

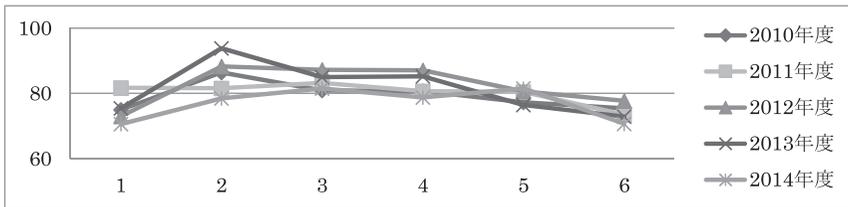
2. 割合はすべて百分率である。

出所 内閣府食育推進室「食育に関する意識調査報告書等」表示の各年度報告書

この食育への関心について、男女別・世代別にデータを比較すると図表3及び4のように特徴的な傾向を見取ることができる。



図表3 男性の世代別「食育への関心度」



図表4 女性の世代別「食育への関心度」

注) 1. 図表3及び4は共に、食育への「関心がある」及び「どちらかといえば関心がある」と回答した割合の合計値により作表した。

2. 図表3及び4共に、1は20～29歳、2は30～39歳、3は40～49歳、4は50～59歳、5は60～69歳、6は70歳以上を表す。

3. 図表3及び4共に、割合はすべて百分率である。

出所 内閣府食育推進室「食育に関する意識調査報告書等」表示の各年度報告書

図表3を見ると男性においては、52.0%~70.0%の間での変化となっているが、そこには規則性は確認できない。これに対して、図表4を見ると女性においては、70.6%~93.8%の間での変化となっており、男性に比して、その割合は約20ポイントも高く、2011（平成23）年度の調査データを除けば、概ね30歳代で高くなり、若干減少するも50歳代までは一定程度高く、その後低くなっていくという傾向が確認できる。なお、この傾向は表7でも検証できる。

表7 男女別・世代別「食育への関心度」（2010年度～2014年度の平均値）

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
男性	61.0	60.6	63.6	60.2	63.3	63.4
女性	75.1	85.7	83.6	82.5	79.3	74.0

注) 1. 2010年度～2014年度までの調査における食育への「関心がある」及び「どちらかといえば関心がある」と回答した割合の合計を世代別に平均値化して作表した。

2. 割合はすべて百分率である。

出所 内閣府食育推進室「食育に関する意識調査報告書等」表示の各年度報告書

この規則的な傾向について考察してみると、一般的に女性の30歳から50歳代までの世代は子育て¹³⁾の時期と重なる。妊娠・出産、その後の子育ての期間を通して、保健所、医療機関、保育所または幼稚園、小・中学校から健康や食に関する情報は発信され、わが子や家族の健康、そして食育を意識する時期となる。また、子どもが自立や結婚などにより別世帯となるまでは、子どもと同居する時代でもある。しかし、この時期を過ぎると食育への意識や関心は一定程度希薄なものとなっていくという傾向が読み取れる。このことから、前述したように食育に関心がある国民、すなわち食育をより理解し実践している国民（ここでは女性の場合）でさえ、食育の対象を主として「子ども」と見なしていると言えるのではないか。それに対して、食育基本法が成立して以降、食育は国民運動として推進され、食育の対象は食育基本法の第1条の目的に記されているように「全国民」であり、その「生涯」である¹⁴⁾。しかし、この「食育の対象を子ども」とする誤解こそが食育推進の大きな障害となっているのではないか。前述したように多様な課題解決を背負って成立した食育基本法の基本理念が国民に広く適正に伝わっているかが大きな課題であることをまず認識しなければならない。

この点について、2014（平成26）年度の調査報告書では、食育に「関心がある」及び「どちらかといえば関心がある」と回答した方に「食育について関心を持ったきっかけ」を質問したところ（複数回答可）、その回答は表8のように「親になったこと」が40.9%と最高値となっている。

表8 食育に関心を持ったきっかけ

	親になったこと	食に関する事件	家庭で日頃から親に教わっていたこと	食に関するイベントへの参加	結婚したこと	子供が学校等で学習したことに影響されたこと	学校で習ったこと	農林漁業体験	その他	分らない
男性	32.2	33.7	19.8	12.9	8.8	8.4	7.3	4.7	17.8	4.9
女性	46.4	33.9	25.6	15.1	15.6	15.9	13.1	3.5	17.4	2.1
総数	40.9	33.8	23.3	14.2	12.9	12.9	10.9	4.0	17.6	3.2

注) 1 割合はすべて百分率である。

2 複数回答であるため、各事項の合計は100%にはならない。

出所 内閣府食育推進室「食育に関する意識調査報告書」平成26年度

このことから食育への関心は「親になったこと」がきっかけであることが一定程度読み取れる。さらに、この「親になったこと」と回答した方の世代別の比率を見ると表9に記したように、前述した子育て世代と同様に規則性を持っていることが確認できた。また、表9からは、男性においても親になることによって食育への関心は女性と同様に規則性が認められる。なお、この質問の内容からこの傾向は当然とも言えるが、同時に子育て世代が30歳代から50歳代であることの根拠ともなる。さらに、60歳代以降の方も多くは嘗て子育ての経験があったはずであるが、男女共にこの数値は10ポイント以上低下する。この結果からも食育に関心がある国民は、すなわち食育を理解し実践している国民でさえ「食育の対象を子ども」と考えていることが類推できる。

このことから、近年、国民への食育の周知の浸透とともに、食育とは「子どもへの食育」であると国民は考えていると判断できる。

表9 男女別・世代別「食育への関心を持ったきっかけが親になったこと」と回答した割合

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
男性	7.7%	47.9%	46.4%	38.5%	27.2%	20.0%
女性	14.6%	57.8%	59.3%	56.7%	40.5%	34.1%

出所 内閣府食育推進室「食育に関する意識調査報告書」平成26年度

以上のことから、表4に記した第2次食育推進基本計画の「第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針」の重点課題の(1)である「生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進」の下線の部分が国民には、今もなお浸透しておらず、これまでの

基本的な取組方針，そして具体的な方策（食育関連事務事業）の抜本的な改善・見直しや工夫が必要であるとの証となろう。なお，下線は筆者が付記したものである。

以上に述べたことは，決して子どもへの食育を否定しているものではない。国民の意識と国が進めている食育とのズレを指摘したものである。

(2) 「食事バランスガイド」の普及・活用

—食育推進基本計画と食品関連事業者等の諸活動—

2の(2)に記したように食に関する諸課題とIEO市場の進展との関わりは一定程度認められる。1990年代前後より生じた各種の食に関する課題などの解決を図り，健康で文化的な国民生活及び豊かで活力のある社会の実現を目的に食育基本法は策定された。そして，その食育基本法に基づいて食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために食育推進基本計画が作成され実施された。従って，食育基本法の第12条に定められているようにIEOに関わる食品業者を含む食品関連事業者等¹⁵⁾には，食育の推進を図り，食育基本法の目的を達成するための一助となるような諸活動への取組が期待されている。すなわち食に関する諸課題の解決に向けた取組が今後も求められている。

今日までに，食育に関連する各種の取組が食品関連事業者等では数多く実施されてきた。その一例として厚生労働省と農林水産省が平成17年6月に示した「食事バランスガイド」¹⁶⁾の普及・活用がある。この取組について，厚生労働省と農林水産省が共同して作成したフードガイド（仮称）検討会報告書には「第一段階としては，多くの人々に知られるよう，テレビ放送，雑誌広告などマスメディアを通じて全国に情報発信を行う他，インターネット上のホームページ，政府広報，シンポジウム等の各種イベントを活用していく必要がある。これと同時に，パンフレット，ポスター，食事の自己チェックシート，携帯ストラップ，塗り絵など，子どもや一般の方々に親しみやすいグッズを作成し，人の多く集まる場所で配布することも重要である。普及活用の第二段階は，食品産業の分野や地域における食生活改善等の場での具体的な取組である。その際に大切なことは，単発のイベントで終わらない，長期に継続可能な現実的な取組を考えていくことである。個人へのアプローチにおいては，その個人の実際の食生活と「食事バランスガイド」で示している内容（望ましい食事のとり方）との間のギャップが大きな場合には，欲張らずに少しずつそれを埋めていく視点も必要である。また，食品産業等へのアプローチとしては，食品の製造業者や加工業者，小売店の作業及び費用負担等の負荷が少なく，かつビジネス上のインセンティブにもつながることが望まれる」（厚生労働省 農林水産省 平成17年 p.16）との普及・活用に向けての記述に食品産業等への関わりが記されている。

この食品産業等への関わりについては，次のような同フードガイド（仮称）検討会報告書のスーパーマーケット，コンビニエンスストア，外食等における活用法に「多くの人々が食品を選択・購入する場であるスーパーマーケット，コンビニエンスストア，外食といった店舗は，幅広い年齢の人々が日常的に利用していることから，「食事バランスガイド」の活用について，様々な情報提供や普及活動が行われることが期待される。例えば，スーパーマーケット，コンビニエンスストアにおいては，商品の名称，価格などが書かれたポッ

ブに「食事バランスガイド」の内容を表す文字情報などを掲載すること等により、顧客が実際に買い物をする場面で効果的な情報提供を行うことができる。外食産業においては、ポスターの掲示の他、メニューにおける掲載、「食事バランスガイド」に沿った商品やセットメニューの開発等多様な取組が可能であろう。一方、これらの業種においては、規模、業態の差が大きい。外食については、全国的なチェーン展開をしているものから個人経営の小規模なもの、さらには社員食堂のような給食を実施しているものなど、特に幅広い形態があるため、こうした差異を考慮した「食事バランスガイド」の活用のための手引きが必要である」（厚生労働省 農林水産省 平成17年 p.17）と記されている。そして、この手引きについては平成19年3月に、財団法人食品産業センターから『「食事バランスガイド」活用マニュアル2007～小売業・中食産業・外食産業編～』が出版されている。このマニュアルの内容は、「はじめに」に次いで、1. マニュアルの使い方 2. 「食事バランスガイド」について？ 3. よくある質問 4. 店舗での活用を進めるには？ 5. 各店舗でのモデル的取組紹介コーナー 6. 平成17年度事業に参画した「(株)ライフコーポレーション」におけるその後の取組 7. 参考資料となっている。その中の5に「食事バランスガイド」の普及・活用方法などの現地実証内容について13社¹⁷⁾の例の紹介が記されている。このように周到な準備のもとに計画され、食品関連事業者等も関わった方策であったが、表5の第1次食育推進基本計画で見ると「食事バランスガイド」等（等には「食生活指針」「日本人の食事摂取基準」も入る）の食生活上の指針を参考に食生活を送っている国民の割合は、計画策定時の平成17年度が58.8%であったが、平成22年度が50.2%となり、平成22年度には目標値の60%以上には未達となっている。また、表6の第2次食育推進基本計画で見ると、栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合も平成22年度が50.2%、平成26年度が52.7%となっていたが、平成27年度は63.4%となり平成27年度末の目標値60%以上をこの年度だけ達成した。なお、農林水産省の調査では、「食事バランスガイド」の認知度は、表10のように平成20年度の70.3%が、平成25年度には55.6%に低下している。また、参考度も同様に低下している。ただし、この認知度については平成26年度が59.7%、平成27年度が57.2%と平成25年度の55.6%に比して改善し、参考度についても平成26年度が69.1%、平成27年度が68.2%と平成25年度の59.5%に比してかなり改善している。

表10 食事バランスガイドの認知度及び参考度の推移（単位：％）

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
認知度	70.3	56.7	60.4	61.0	61.0	55.6
参考度	69.8	77.7	66.3	61.4	65.9	59.5

- (注) 1 農林水産省が実施している「「食事バランスガイド」認知度及び参考度に関する全国調査」（平成20～22年度）及び「食生活及び農林漁業体験に関する調査」（平成23～25年度）に基づき当省が作成した。
 2 認知度は「内容を含めて知っている」又は「名前程度は聞いたことがある」と回答した合計である。
 3 参考度は、食事バランスガイドを「内容も含めて知っている」と回答した者が「いつも参考にしている」、「時々参考にしている」又は「たまに参考にしている」と回答した合計である。

出所 総務省『食育の推進に関する政策評価書』平成27年10月 p.71

平成25年度までの認知度及び参考度の低下について、厚生労働省及び農林水産省は、予算の制約などから、情報発信の中核媒体を紙からホームページに変えたことが一因であるとしている（総務省 平成27年, p.71）。前述したように、食育推進の政策が予算の縮減とともに縮小していくこと自体、その施策の企画に当初より問題があったのではない。施策が実施され、一般の国民に広く周知され、そして一番重要な、その定着を企図する方策が十分に考案され、実施されることが求められていたはずである。この点において、平成20年度における周知（認知度）は7割台と良好であったが、その定着（その後の認知度）という面からは5割台となってしまっている。この定着については、前述した厚生労働省と農林水産省が共同して作成したフードガイド（仮称）検討会報告書の記述に「第一段階としては（中略）第二段階は、食品産業の分野や地域における食生活改善等の場での具体的な取組である。その際に大切なことは、単発のイベントで終わらない、長期に継続可能な現実的な取組を考えていくことである。個人へのアプローチにおいては、その個人の実際の食生活と「食事バランスガイド」で示している内容（望ましい食事のとり方）との間のギャップが大きな場合には、欲張らずに少しずつそれを埋めていく視点も必要である。」とあるが（下線は筆者が付記した）「少しずつそれを埋めていく視点」についての方策が考案されていたのか疑問が残る。平成19年10月～12月に農林水産省補助事業により財団法人すこやか食生活協会が実施した「食事バランスガイド」（シニア対象）の実証事業がある。当該事業は「食事バランスガイド」の認知度や実践度、行動変化などを調査するもので、「食事バランスガイド」についての普及・啓発活動を実施し、アンケート調査により普及・啓発活動の事前・事後の数値を比較したものである。実証結果についてはコンビニエンスストア部門の実施機関から、「食事バランスガイド」の周知度は事前22%から事後26%へと上昇し、また「食事バランスガイド」を知ってからの食生活や食品の購買行動の変化は事後の割合の方が増加し、ねらった方向に回答者率が増加した。しかし一方「食事バランスガイド」を知っていた人の「食事バランスガイド」活用の自信については、自信がある割合は事前35%から事後24%に減少した。などが報告された。外食産業部門の実施機関からも「食事バランスガイド」の認知度は事前18%から事後の60%に上昇し、「食事バランスガイド」を知ってからの食生活や食品の購買行動の変化は、事後の割合の方が増加している。しかし「食事バランスガイド」の活用に対する自信は、「かなりできる」が事前の48%から事後の25%に減少した。などの報告があった。以上の実証結果から判断すると、当初から「食事バランスガイド」については、活用という面から見て課題があることが分かっていたと推察できる。その後、農林水産省が実施した「食生活及び農林漁業体験に関する全国調査」において「食事バランスガイド」について参考にしてしていると回答した方について「参考にしている理由」を尋ねたところ、平成25年度から27年度では「使い方が簡単であるから」という問いに対して「はい」が41.5～47.9%、「いいえ」が42.5～52.3%の間でそれぞれ推移していることから使い方（活用）については簡単であると感じていないという結果となった。これら述べたことから「食事バランスガイド」の活用については、定着させていく方策の検討・改善がなされていなかったのではないかと推察される。これらのことから「食事バランスガイド」について、活用の定着に関する抜本的な改善策の策

定とその実施なしに、この施策を進めていても実効性は今後ともあまり期待できないのではないかと。早急に「食事バランスガイド」について使い方が簡単であると一般的な国民が認識する改善策を考案することが求められている。

この「食事バランスガイド」については農林水産省が実施した「食生活及び農林漁業体験に関する全国調査」において「食事バランスガイド」を参考にしてしている理由として、病気や生活習慣病の予防など健康上の理由からとする選択肢に「はい」と回答した割合が平成25年度から27年度の調査では84.5%～92.8%の範囲であった。このように国民の多くは病気や生活習慣病の予防など健康上の理由から「食事バランスガイド」を参考にしようとしていることが分かる。即ち第2次食育推進基本計画の重点課題「(2)生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進」を支える施策の一つであると一般国民は考えており、この重点課題との関りからもこのまま放置しておくことはできない¹⁸⁾。なお、「食事バランスガイド」については表6にある第2次食育推進基本計画の食育の推進にあたっての目標値「5.栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合¹⁹⁾」との関係も深い。この栄養バランス等に配慮した食生活を送るための参考指針の一つとして「食事バランスガイド」も示されている。そして、この5の割合の目標値については、平成27年度の調査報告書によれば63.4%となり始めて目標値の60%を達成したことにも気を留めなければならない。

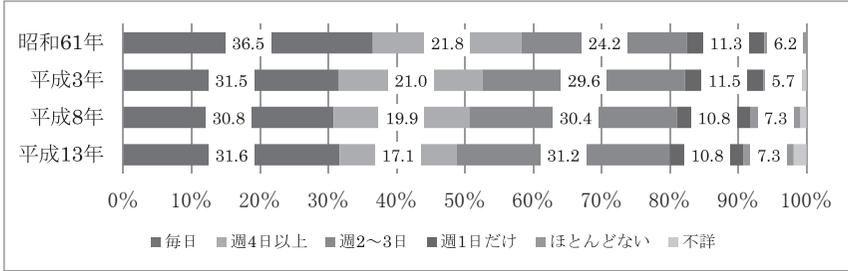
(3) 夕食を家族と一緒に食べる「共食」の割合

親との共食ではなく、子ども単独による食事形態（孤食）においては、どうしても偏食を見逃してしまい、肥満や過体重など健康面への課題が懸念されている。本来、食事は家族団欒の場であり、子どもにとって楽しい時間となり、精神面での安定や食事作法を習う場でもある。また一方、子どもの小遣いによる間食（飲料も含む）についても、食の選定が子ども自身に任されており、高カロリーで添加物などが懸念されるスナック菓子、一部のファストフードや糖分を含有する飲料などを好んで飲食する傾向が一部に見られ、孤食と同様な課題が潜んでいる。以上のような実態を鑑み、家族との共食を重視することが子どもの健康面などから求められている。

夕食を家族そろって食べる頻度について、図表5を見ると1986（昭和61）年から1991（平成3）年の間に、その変化の特徴が見て取れる。週2～3回との回答がこの5年間で5ポイント強増加し、毎日との回答が5ポイント減少した。この原因は、この時期がバブル景気と呼ばれる期間²⁰⁾と同一であり、バブル景気の始期は1986（昭和61）年頃である。当時、各家庭においては、長時間労働や遠距離通勤により特に父親の帰宅時間が従前より遅くなる傾向が顕著になりつつあった。また、1986（昭和61）年度は戦後第2次の中学生徒数のピーク時でもあり、2014（平成26）年度の1.74倍²¹⁾もの数であった。このことは、高校受験を控えた中学生の塾通い²²⁾を次第に一般化させていった。さらに、前述したように食の外部化が高まっていく時期でもあった。これら社会構造の変化などにより、毎日、家族揃って夕食を摂ることが困難となる家庭が増加する一方、個々人のライフスタイルに合わせて食事を摂る孤食や個食を可能とする食の外部化の進展も家族との共食に影響を与えた一因

食育の経緯と課題

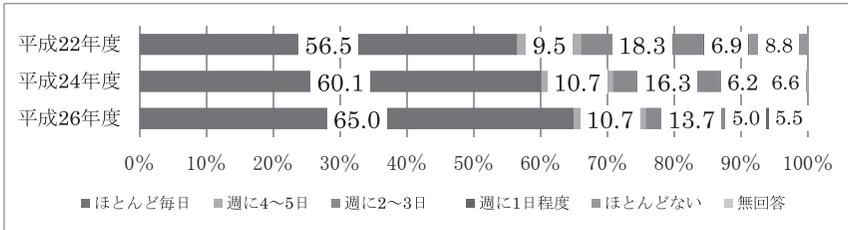
となっていた。しかし現在、この家族との共食については、食育を推進する各活動と共に、図表6にあるように2010（平成22）年度、2012（平成24）年度、2014（平成26）年度と徐々に改善されているように見えるが、果たしてその実態はどのようなものであるかを次に分析してみた。



図表5 家族そろって夕食をとる頻度

出所 厚生労働省「児童環境調査」表示の各年度の調査

図表6の数値を見る限り、食育の効果が顕著になっているように見受けられる。図表6のデータは、図表5の調査機関とは異なるが食育基本法成立以降、この割合については改善が図られ、2001（平成13）年度の週4日以上のは計は48.7%であったものが、2014（平成26）年度は75.7%までになったように見える。



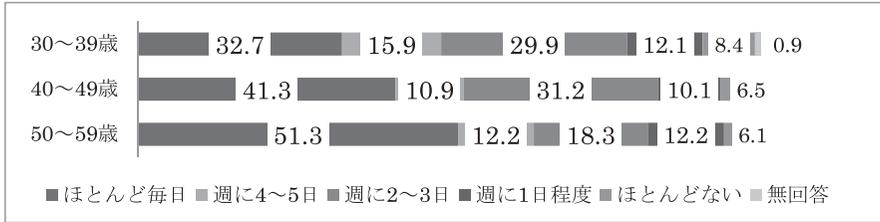
図表6 夕食を家族と一緒に食べる頻度

出所 内閣府食育推進室「食育に関する意識調査報告書等」表示の各年度報告書

しかし、図表5の調査は「家族そろって夕食をとる頻度」としているのに対して図表6の調査は「家族と一緒に食べる頻度」である。この違いは図表5の調査は「家族が皆そろって夕食を摂る」ことを前提に回答したものと考えられる。これに対して図表6の調査は「家族と一緒に夕食を摂る」ことを前提にしている。すなわち、図表6の調査では家族の誰か一人以上と夕食を摂った場合なども「家族と一緒に」と考えて回答していることがあり得る。そこで、この言葉の差異を考慮に入れて、もう少し厳密に精査してみた。図表7及び8は2014（平成26）年度の世代別・男女別のデータである。そこでは週4日以上の夕食

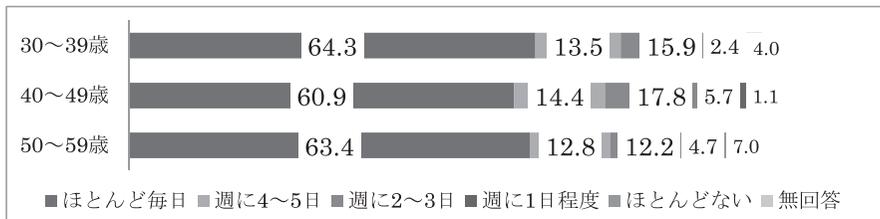
食育の経緯と課題

を家族と一緒に食べた世代（30～59歳）の計は男性が48.6～63.5%の範囲で、女性が75.3～77.8の範囲となっている。図表5の調査が「家族そろって夕食をとる頻度」ということから、女性より数値の低い図表7の男性の数値（48.6～63.5%の範囲）²³⁾をもとに比較して見た場合、図表5の昭和61年の58.3%から平成13年の48.7%へと減少した時期と比べて改善されつつあると判断してよいのではないか。この分析から夕食時の共食については図表5に記した一時期より、食育の効果などから改善されてきたといえる。



図表7 夕食を家族と一緒に食べる頻度（男性）

出所 内閣府食育推進室「食育に関する意識調査報告書」平成26年度



図表8 夕食を家族と一緒に食べる頻度（女性）

出所 内閣府食育推進室「食育に関する意識調査報告書」平成26年度

以上のことから、夕食を家族と一緒に食べる「共食」の割合は1980年代後半より、経済社会や個人のライフスタイルの変化などを背景に減少したものの、現在は改善される傾向にあると判断できる。なお、図表6のデータの他、政策評価・独立行政法人評価委員会政策評価分科会2014（平成26）年12月1日開催資料の参考資料の5に示されているように、朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数については、平成22年度（作成時）が週9回、平成23年度が10.4回、平成24年度が9.5回、平成25年度が9.3回、平成26年度が10回、平成27年度が9.7回と目標値の10回以上を2度達成している。このデータからも重点課題の(3)に記されている「家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進」については、共食の回数という数量的な面から改善傾向にあると考えられる。

この共食についての回数の改善には、IEO市場などの拡大が影響していると考えられる。共食を阻害する背景の一つに親の共働きがある。共働き世帯数は1980（昭和55）年が614万世帯、1990（平成2）年が823万世帯、2000（平成12）年が942万世帯、そして2010（平成22）年が1012万世帯²⁴⁾と増加している。この増加は家族と一緒に食べる共食の機会

や時間を奪う²⁵⁾。しかし、親の帰宅時間が遅れても食事を準備するための調理時間などを短縮できれば、共食の機会は確保できる。そこにIEO市場などの拡大が貢献している可能性は大いにあると考えられる。例えば、消費者の個食や好みになど多様性に応じ、種類が豊富で、小分けや量り売りなどの工夫がなされた惣菜の他、白米や炊き込みご飯などの種類が選べる弁当、電子レンジで簡単に調理できるレトルト食品等の活用などがある。そして、気軽に利用できる外食店や宅配サービスの増加などが共食を確保する一助となっている。特に加工食品の食料支出割合の増加傾向はこの間も続き、今後もこの傾向が継続すると予想されている²⁶⁾。消費者のニーズに応じた新たなフードサービスの開発はますます進展していくであろう。

以上のように、子どもと親との共食については共食の回数という面からの改善が見られるものの、現実に子どもの孤食については現在も存在し、社会問題として放置できない課題となっている。その他にも、家庭内における共食の変化は若者世代や高齢者等の孤食など、解決しなければならない課題が山積している。

なお、今回の研究において共食については数量的な面（回数）からの分析が主となってしまったが、共食が子どもに与える効果²⁷⁾や共食を通して子どもへの食育をどのように進めていくかなどについても今後残された研究課題であると考ええる。

4 おわりに

本稿では主として1990年代以降、我が国の各省庁などが推し進めてきた食に関する各施策とその背景にある諸課題との関わり、そして食育基本法と食育推進基本計画との関係について公的資料などをもとにしてまとめてみた。その後、食育に対する国民の意識を把握し、今後の食育推進施策の参考とするために内閣府食育推進室が毎年度実施した「食育に関する意識調査」の報告書に記されているデータなどの分析を中心に研究を進めてきた。

その結果、一般的な国民が考えている食育とは「子どもへの食育」であるという意識が強く、国が考えている食育とはズレがあり、このことが原因となり、食育の効果が顕著とならないということも類推できた。すなわち国が推進する「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育」とは異なる意識を国民は抱き、食育を実践しているというズレが食育の課題の一つであることを指摘できた。また、関係省庁が食品関連事業者等と連携協力して普及・活用を進めた「食事バランスガイド」については、普及当初より課題があり、その後も一般社会において定着・活用があまり進んでいない。その原因として、一般国民にとってその使い勝手の難しさが一番に挙げられることが確認できた。さらに、家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進については家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加について、食品関連事業者等の提供するフードシステムなどがこの共食に貢献しているということも類推できた。以上のことから今後残された課題としては、食育の対象を子どもとする国民の意識を自らの生涯とする意識へと変革させる方策の他、「食事バランスガイド」を全世代にわたる国民が恒常的に容易く活用できるような改善策の策定及び子どもや若者世代、そして高齢者などの孤食等に関する研究が考え

られる。

これから先も食に関する課題は、国民の健康の保持・増進と社会保障制度の健全化という国内事情からも、食糧問題と国際紛争というグローバルな視点などからも、ますます深刻化していくことが予想される。このことを国民一人ひとりが自らの課題として認識し、個々に課題を解決する自律的な取組となるよう、国には実施施策を適正に評価し、実効あるものとなるように改善していく責務が問われている。

謝辞

本研究は、日本大学商学部研究費（個人研究）の支援を受けて進めてきたものであることを銘記し、改めて感謝を申し上げます。

〔注〕

- 1) 食育に対する予算は、2006（平成18）年度が88.0（億円）、2007（平成19）年度が112.8（億円）、2008（平成20）年度が122.7（億円）、2009（平成21）年度が105.2（億円）、2010（平成22）年度が44.7（億円）、2011（平成23）年度が29.1（億円）、2012（平成24）年度が18.5（億円）、2013（平成25）年度が13.3（億円）、そして、2014（平成26）年度が15.1（億円）という規模である（総務省 平成27年 p.16.）。なお、ここに記した予算額の他に予算の内数として食育関連の事項が含まれているものもあるが、予算額の内訳が特定できないのでここでの記載は省いた。
- 2) 詳細については、政策評価・独立行政法人評価委員会 政策評価分科会2014（平成26年）12月1日の議事録及び資料1『食育の推進に関する政策評価』の取りまとめの方向性（概要）、総務省 平成27年10月『食育の推進に関する政策評価書』p.18.を参照
なお、第2次食育推進基本計画における目標値と現状値について、この第2次計画の最終年度である平成27年度においては、11目標（13指標）のうち、目標を達成した指標は2指標、作成時より改善している指標は4指標（目標達成指標は除く）、現状維持及び未改善指標は7指標であった。（農林水産省 食育推進基本計画 参考資料 <http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kannrennhou.html> 2017年3月20日アクセス）
- 3) 当然、国民の健康という視点から食に関する安心・安全や健全な食生活などを堅持するための法整備に今後も万全を期すことは国の責務である。
- 4) 村井弦斎著「食道楽」（明治36・1903年）報知新聞編集長の連載人気小説。「小児には智育よりも、体育よりも、徳育よりも、食育が先。智育、体育等の根元も食物にある。」石塚左玄「通俗食物養生法」（明治31・1898年）「今日、学童を持つ人は、体育も智育も才育も全て食育にあると認識すべき」（関東農政局消費・安全部 平成17年6月13日『食育の推進について～食に関する我が国の現状～』p.26）。なお、下線部は「食道楽」秋の巻 第252 食育論 小児の食育 p.243により、筆者が変更したものである。
- 5) 農林水産省 平成26年度食育活動の全国展開委託事業（調査）報告書「今後の食育推進施策について 最終とりまとめ」平成27年3月、株式会社三菱総合研究所, p.2.

- 6) 現在、エネルギー・産生栄養素バランスの目標量は、厚生労働省『日本人の食事摂取基準2015年版』により、蛋白質が13～20%・脂質が20～30%・炭水化物が50～65%という範囲で設定されており、現在の目標量と比して適正化と記した。なお、目標量は現在5年ごとに見直され、その目標量の使用期間は、平成27(2015)年度から平成31(2019)年度の5年間となっている。
- 7) 厚生労働省の日本人の食事摂取基準(2015年版)の概要では、日本人の食事摂取基準は、健康増進法(平成14年法律第103号)第30条の2に基づき厚生労働大臣が定めるものとされ、国民の健康の保持・増進を図る上で摂取することが望ましいエネルギー及び栄養素の量の基準を示すものであると策定の目的に記されている。また、その概要の中で、生活習慣病の予防を目的に、「生活習慣病の予防のために現在の日本人が当面の目標とすべき摂取量」として「目標量」(tentative dietary goal for preventing lifestyle related diseases : DG)を設定したとしている。
- 8) 気楽に食べられる外食の事をさし、具体的にはファストフードのような外食やコンビニエンスストアで米飯、惣菜などを購入し食事をすることであり、主に飲酒を目的とした業態及び給食施設やフルサービスのレストランなどは入らない。(相原 2016, p.151)
- 9) 食育基本法制定の詳細については、法案の反対理由などを含めて記述した千葉論 2009, 『青少年をめぐる諸問題』 p.125を参照されたい。
- 10) 基本法は、憲法の理念を具体化し、それぞれの行政分野においていわば「親法」としての優越的な地位をもち、当該分野の施策の方向付けを行い、他の法律や行政を指導・誘導する役割を果たすもの。(政策評価・独立行政法人評価委員会 政策評価分科会2014(平成26年)12月1日の資料1「食育の推進に関する政策評価」の取りまとめの方向性(概要))
- 11) 第1次食育推進基本計画の期間、すなわち平成22年度までは「食育の現状と意識に関する調査報告書」との名称であったが、第2次食育推進基本計画から、すなわち平成23年度以降は「食育に関する意識調査報告書」へと名称変更されている。
- 12) 食育に関する意識調査報告書は、食育に対する国民の意識を把握し、今後の食育推進施策の参考とすることを目的に内閣府食育推進室が実施し、結果をまとめたものである。
- 13) 平成23年度の調査を除くと、年度によってその傾向は多少異なるが、概ね子育て世代の割合が高い。平成27年版厚生労働白書によれば、2014(平成26)年の平均初婚年齢は男性31.1歳、女性29.4歳であり、同年度の出生時の母の平均年齢は第1子の場合30.6歳、第2子が32.4歳、第3子が33.4歳である。また、2010(平成22)年の平均初婚年齢は男性30.5歳、女性28.8歳であり、同年度の出生時の母の平均年齢は第1子の場合29.9歳、第2子が31.8歳、第3子が33.2歳である。2000(平成12)年の平均初婚年齢は男性28.8歳、女性27.0歳であり、同年度の出生時の母の平均年齢は第1子の場合28.0歳、第2子が30.4歳、第3子が32.3歳である。1990(平成2)年の平均初婚年齢は男性28.4歳、女性25.9歳であり、同年度の出生時の母の平均年齢は第1子の場合27.0歳、第2

子が29.5歳、第3子が31.8歳である。これらのことから、多少の誤差はあるが2015（平成27）年に、中学生以下の子供を持つ母親は子が1人の場合平均43歳、2人の場合平均45.4歳、3人の場合平均47.3歳程度と考えられる。また、2015（平成27）年に、25歳以下の子供を持つ母親は子が1人の場合平均52歳、2人の場合平均54.5歳、3人の場合平均56.8歳程度と考えられる。従って、2014（平成26）年における中学生以下の子育て世代の年齢は概ね30歳代から40歳代程度、子が結婚するまでの子育て世代を入れると概ね30歳代から50歳代程度と考えられる。

- 14) 食育基本法の前文の一部には「二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、(中略)子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。(中略)子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。」と記されるなど、子供の食育に対する重要性が述べられていることも、「食育の対象を子ども」とする誤解が生じている一因とも考えられる。しかし、この要因については、一般的な国民が食育基本法の前文を読み、理解しているとは考えづらく誤解の原因とは言えないと考えられる。
- 15) 食育基本法の第12条において、食品関連事業者等とは「食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体」と記されている。
- 16) 1日に、「何を」、「どれだけ」食べたらいいかを考える際の参考にするよう、食事の望ましい組み合わせとおおよその量をイラストでわかりやすく示したもの。健康で豊かな食生活の実現を目的に策定された「食生活指針」(平成12年3月)を具体的に行動に結びつけるものとして、平成17年6月に厚生労働省と農林水産省が決定した。(農林水産省のホームページhttp://www.maff.go.jp/j/balance_guide/ 2016年3月18日アクセス)
- 17) 札幌東急ストア、生活協同組合連合会コープネット事業連合、イオン、東急ストア、マルエツ、ユニー、イズミヤ、フジ、ローソン、ナチュラルローソン、ロックフィールド、モスフードサービス、フレンドリーの13社であり、IEOに関する食品業者も含まれている。その他の企業の例として、オリジン弁当も平成19年度にっぽん食育推進事業の小売業・外食産業等における普及・啓発事業へ応募し「食事バランスガイド」モデル実証事業の中食産業モデル企業に採択されている。
- 18) 「食事バランスガイド」については、表5にあるように当初第1次食育推進基本計画の指標の4に明記されていたが、表6の第2次食育推進基本計画では指標の5に記されているように「栄養バランス等」の中に入ってしまった。そして第3次食育推進基本計画では指標の7として「栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす」となり、その内容は「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日に2回以上ほぼ毎日食べている人(国民・若い世代)の割合」と変化している。
- 19) 栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合については、平成22年度が50.2%、平成23年度が57.8%、平成24年度が55.7%、平成25年度が56.7%、平成26年度が

- 52.7%と50.2～57.8%の間で推移していたが、平成27年度では63.4%と突出して上昇し目標値の60%を達成した。(内閣府食育推進室「食育に関する意識調査」)また、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日に2回以上ほぼ毎日食べている人の割合については、平成21年度～平成26年度の間において63.3%～70.3%の間で推移し、平成27年度は57.2%となっている。(内閣府食育推進室「食育に関する意識調査」)
- 20) バブル景気と呼ばれる期間は、1986(昭和61)年～1991(平成3)年である。(永原慶二他『日本史辞典』1999, p.295)
 - 21) この戦後第2のピークを迎えた1986(昭和61)年度の中学生の数は6,105,749人であり、2014(平成26)年度は3,504,334人であった。(文部科学省『昭和61年度学校基本調査』及び『平成26年度学校基本調査』)
 - 22) 子どもの通塾率について、厚生労働省の「児童環境調査」(1982年)では小学4～6年生が21.8%、中学生が34.9%となっている。また、文部科学省の「子どもの学校外での学習活動に関する実態調査」では、1985(昭和60)年の中学3年生の通塾率が47.3%であったのが、1993(平成5)年には、67.1%と増加した時期でもあった。さらに、文部科学省「地域の教育力に関する実態調査」(2006年)において、塾や習い事に通っている割合は、学校がある日の場合73.6%、土・日の場合40.1%であり、その内、午後9時以降に帰宅する子どもの割合が27.6%であった。また、この調査の対象(属性)は小学2年生が34.1%、小学5年生が33.3%、中学2年生が32.6%ということである。
 - 23) 2014(平成26)年度の調査以前のデータにおいても2012(平成24)年度の調査においては、週4日以上夕食を家族と一緒に食べた男性の計は59.4～62.8%、2013(平成25)年度の調査においては48.7～60.3%という結果となっている。
 - 24) 1980(昭和55)年、1990(平成2)年、2000(平成12)年は総務省「労働力調査特別調査」、2010(平成22)年は総務省「労働力調査」
 - 25) 家族との共食を阻む原因は共働きの他にも次のような理由がある。2014(平成26)年度の調査報告書においては「夕食を家族と一緒に食べないことについての意識」について「一緒に食べたいが、家族と通勤通学等で在宅時間が違うため、仕方ない」が85.1%(男性83.4%、女性87.1%)であり、朝食については「一緒に食べたいが、家族と通勤通学等で在宅時間が違うため、仕方ない」は74.5%(男性73.4%、女性75.6%)となっている。
 - 26) 農林水産政策研究所(2014(平成26)年)「人口減少局面における食料消費の将来推計」p.50
 - 27) 厚生労働省 第6回「健やか親子21」の最終評価等に関する検討会 資料3「次期計画において新たに検討する指標」(課題Aについて)の中に「家族との共食と食生活や健康との関連について」が記載されており参考とされたい。

〔参考文献〕

- 相原修 (2014) 「ミール・ソリューション－食提供業の構造変化」商学集志, 第84巻第1号
- 相原修 (2016) 「IEO市場の変貌とグローバル展開」商学研究, 第31号
- 関東農政局消費・安全部 (平成17年) 「食育の推進について～食に関する我が国の現状～」
- 厚生労働省 (1982) 「児童環境調査」
- 厚生労働省 (2014) 『日本人の食事摂取基準2015年版』
<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10904750-Kenkoukyoku-Gantaisaku-kenkouzoushinka/0000041955.pdf> (2016年3月15日アクセス)
- 厚生労働省 (平成26年) 第6回「健やか親子21」の最終評価等に関する検討会 資料3「次期計画において新たに検討する指標」(課題Aについて)
- 厚生労働省 (2015) 『平成27年版厚生労働白書』<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/15/dl/all.pdf> (2016年3月2日アクセス)
- 厚生労働省 農林水産省 (平成17年) 「フードガイド (仮称) 検討会報告書」フードガイド (仮称) 検討会 資料1
- 財団法人食品産業センター (平成19年) 『「食事バランスガイド」活用マニュアル2007～小売業・中食産業・外食産業編～』
- 財団法人すこやか食生活協会 「平成19年度外食, 小売業等における普及・啓発事業 (高齢者対象)」
<http://www.sukoyakanet.or.jp/balance/2007/lawson/> (2017年3月10日アクセス)
<http://www.sukoyakanet.or.jp/balance/2007/skylark/result.html> (2017年3月10日アクセス)
- 政策評価・独立行政法人評価委員会 政策評価分科会2014 (平成26) 年12月1日開催資料
- 政策評価・独立行政法人評価委員会 政策評価分科会 2014 (平成26年) 「食育基本法の体系」
- 総務省 (1980, 1990, 2000) 「労働力調査特別調査」
- 総務省 (2010) 「労働力調査」
- 総務省 (平成27年) 『食育の推進に関する政策評価書』総務省行政評価局
- 千葉論 (2009) 『青少年をめぐる諸問題』国立国会図書館調査及び立法考査局
- 内閣府食育推進室 (平成24年～平成28年) 「食育に関する意識調査報告書」
- 永原慶二他 (1999) 『日本史辞典』岩波書店
- 日経レストラン編 (2013) 『フードビジネス実用事典改訂版』日経BP
- 農林水産省 (平成17年) 「食事バランスガイド」
http://www.maff.go.jp/j/balance_guide/ (2016年8月5日アクセス)
- 農林水産省 (平成20年) 「平成19年度食料・農業・農村の動向 第1部食料・農業・農村の動向 (案) (食料・農業・農村政策審議会企画部会 (第3回) 用参考資料) 平成20年3月参考資料2」平成19年9月以降開催分 (平成19年7月, 施策部会と統合後)
http://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kikaku/bukai/03/pdf/ref_data2-15.pdf (2016年8月10日アクセス)

食育の経緯と課題

- 農林水産省（平成24年）「平成23年度食生活及び農林漁業体験に関する全国調査」流通システム研究センター
- 農林水産省（平成26年）「平成25年度食生活及び農林漁業体験に関する全国調査」総合マーケティング・ビューロー
- 農林水産省（平成27年）「平成26年度食生活及び農林漁業体験に関する全国調査」サーベイリサーチセンター
- 農林水産省（平成27年）平成26年度食育活動の全国展開委託事業（調査）報告書『今後の食育推進施策について 最終とりまとめ』三菱総合研究所
- 農林水産省（2015）「食育推進基本計画 参考資料」
<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kannrennhou.html>（2017年3月12日アクセス）
- 農林水産省（平成28年）『食料需給表 平成27年度』農林水産省大臣官房政策課食料安全保障室
- 農林水産省（平成28年）「平成27年度食生活及び農林漁業体験に関する全国調査」三菱総合研究所
- 農林水産省（平成28年）「第2次食育推進基本計画における目標値と現状値」
<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/attach/pdf/kannrennhou-1.pdf>（2017年3月20日アクセス）
- 農林水産政策研究所2014（平成26年）「人口減少局面における食料消費の将来推計」
村井弦斎『食道楽』秋の巻 第252 食育論 小児の食育 報知社
- 森田倫子（2004）「食育の背景と経緯—『食育基本法案』に関連して—」『ISSUE BRIEF』
国立国会図書館調査及び立法考査局 第457号
- 文部省「昭和61年度学校基本調査」
- 文部科学省（2006）「地域の教育力に関する実態調査」日本総合研究所
- 文部科学省（平成20年）「子どもの学校外での学習活動に関する実態調査」
- 文部科学省「平成26年度学校基本調査」

(Abstract)

The 3rd Basic Program for Shokuiku Promotion, currently being carried out by the national government, was formulated from policy measures designed to achieve the purpose of the Basic Program for Shokuiku Promotion Act. This paper looks at some of the measures relating to Shokuiku that the government pursued up until the 3rd Basic Program for Shokuiku Promotion. It thus aims to shed light on the issues those measures addressed. This paper takes the very first national survey undertaken to be the starting point of Japanese Shokuiku. It then looks at how, from the 1990s, each government ministry dealt with the various issues relating to food and the nation. From the beginning, when the ministries were formulating policies for the various issues relating to food and the nation's health, "Shokuiku" was the phrase used for the solutions to these issues. However, "Shokuiku" came to include guidance related to all sorts of food-related phenomena such as food safety, food culture, the degree of demand for foodstuffs, and appreciation for food, thus greatly expanding its scope.

Then, in 2005, the government established the fundamental points of its policy and sought to pursue the various measures by drawing up the Basic Shokuiku Act. Shokuiku was to be undertaken as a popular movement. To launch this Shokuiku, it created a Basic Program for Shokuiku Promotion comprising various initiatives, while establishing indices. Although the government set out to achieve the goals of the program, the results were, on the whole, unfavorable. To identify the reasons for this, the government sought to analyze data such as the Report on the Attitude Survey Regarding Shokuiku that the Cabinet Office had compiled and which addressed the three points deemed most important in the 2nd Basic Program for Shokuiku Promotion.

It was found that there was a tendency among the general population to misapprehend the target of Shokuiku as being children. Also indicated was the need for the promotion of guidelines regarding a balanced diet, carried out as Shokuiku measure in coordination with foodstuff businesses.